

東中野法律情報局

高齢者虐待防止法

皆さんは、高齢者への虐待件数が毎年増加していることをご存知でしょうか。
厚生労働省の調査^{※1}によると、平成 27 年度は約 28,000 件の相談・通報がありました。

養介護施設従事者による虐待の相談・通報に限ると、前年度に比べ
およそ 50%増加しており、高齢者への権利擁護の必要性が高まっています。

東中野法律情報局では、「老人福祉法」を皮切りとして
高齢者福祉制度を特集しています。

第 3 弾の今回は、高齢者の人権を守るために制定された法律
「高齢者虐待防止法」を取り上げ、ポイントを解説します。

※1

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000155598.html>

☆展示期間 : 平成 29 年 7 月 1 日 (土) ~ 8 月 24 日 (木)
☆展示場所 : 東中野図書館 3F 法務情報コーナー
☆問い合わせ : 東中野図書館
中野区東中野 1 - 35 - 5
03 (3366) 9581



高齢者福祉について より詳しく知りたい方は
本館 3F にて 関連資料を特別展示していますので
ご利用ください。

日本国憲法

25条 国民の生存権

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会保障

- 公衆衛生：母子保健 学校保健 公費負担医療
- 公的扶助：生活保護
- 社会保険：年金保険 医療保険 雇用保険 介護保険

社会福祉

- 母子及び寡婦
- 児童福祉
- 身体障害者福祉
- 知的障害者福祉

高齢者福祉

高齢者福祉に関する法律

- 老人福祉法
- 介護保険法
- **高齢者虐待防止法**
- 高齢者雇用安定法
- 高齢者の医療の確保に関する法律
- 高齢者住まい法
- バリアフリー法

社会保障制度

私たちは、病気やけが、老齢や障害、失業など様々な困難に直面した時自身の努力だけでは対応できない場合があります。こうした事態が個人の責任からではなく、社会的・経済的な変動によって生じたとき国が国民に対して幸せな生活を営むことの出来る権利を保障する制度です。

社会福祉制度

身体障害、知的障害、老齢、母子家庭など生活を営むうえでの社会的なハンディキャップを「保障が必要な事故」としてとらえ、厚生あるいは施設への収容や居宅看護などおもに非金銭的なサービスを与えることによって、負担の軽減を目的とする制度です。

高齢者福祉制度

老化による運動機能、生活機能の低下が懸念される高齢者の社会生活を保障するための制度。日本では医療、介護、住環境、雇用など分野ごとに制度化しています。今回取り上げる高齢者虐待防止法は、そのほかの高齢者を対象とした福祉法の中でも虐待と権利擁護について規定しています。

高齢者虐待防止法

2005年11月成立。2006年4月施行。
正式名称：「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
介護保険制度の普及・活用が進むなか、一方では高齢者に対する虐待、介護や世話の放棄が家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。
本法律はこうした事態を受けて、高齢者の権利利益の擁護を目的として制定されました。

高齢者虐待の事例

まずは、どのような高齢者虐待が起きているのか
具体例を見ていきましょう。



事例1

脳梗塞の後遺症で麻痺の残った山田さん。食事の際にぼろぼろとこぼし、口を閉じて食事をする事が出来ません。介護をしている長女は、「母が私にしてくれたように、しっかりとしつけなければ」と山田さんの手の甲をつねって食事の仕方を教えています。山田さんの手の甲はあざだらけで、長女が近づいてくると、おびえるようになりました。



事例2

認知症により、しばしば家を出て徘徊し迷って家に帰れなくなる田中さん。一緒に暮している長男は「親父はもう十分長生きしたし、たとえどこかで事故にあって死んだとしても本望だ」と言って、田中さんが家から居なくなっても、そのことを相談しようとせず探しにも行きません。ある時は徘徊で家に帰れなくなった田中さんが倒れて救急搬送されましたが、長男は病院にすら行きませんでした。



事例3

デイサービスの迎えが来てからトイレに行きたくなる渡辺さん。介護をしている夫は、渡辺さんに「この大馬鹿者！」「お前が愚図だから、皆さんが迷惑しているだろう」「紙パンツをしているんだから洩らしたっていいんだ」「人様に迷惑をかける身体になって、さらに迷惑をかけるとは何事だ」と大声で罵ります。渡辺さんは「やめてください、恥ずかしい」と涙をこぼしました。



事例4

長男の妻に介護を受けている佐藤さん。寝たきりの状態のため自分でトイレに行くことはできず受け答えもはっきりできません。長男の妻は、「どうせ、何も分からなくなっているし」と遊びに来たお客さんの目の前で、佐藤さんの下半身を隠すこともせずにおむつを交換し、陰部を話題にして嘲笑しました。



事例5

子どものいない独り身の鈴木さん。認知症になって、グループホームを利用しています。鈴木さんの財産を預かっている甥は、「どうせ全部自分が相続するんだし」と言って、鈴木さんの預貯金で自分の車を買ったり、勝手に委任状を作って不動産を売却したりしています。ある時は株で失敗して、お金が足りなくなり、鈴木さんの年金を担保にお金を借りてしまいました。



以上のように「虐待」とひとくちに言っても、さまざまな内容の事例があります。
高齢者虐待防止法では、どのように虐待をとらえているのでしょうか。
次ページからポイントごとに解説していきます。

ポイント1 虐待行為とは何か？



本法律では、高齢者を65歳以上の者と定め、高齢者への虐待行為を5つに分けて、規定しています。前ページで挙げた事例が、それぞれどの分類にあたるか確認してみましょう。

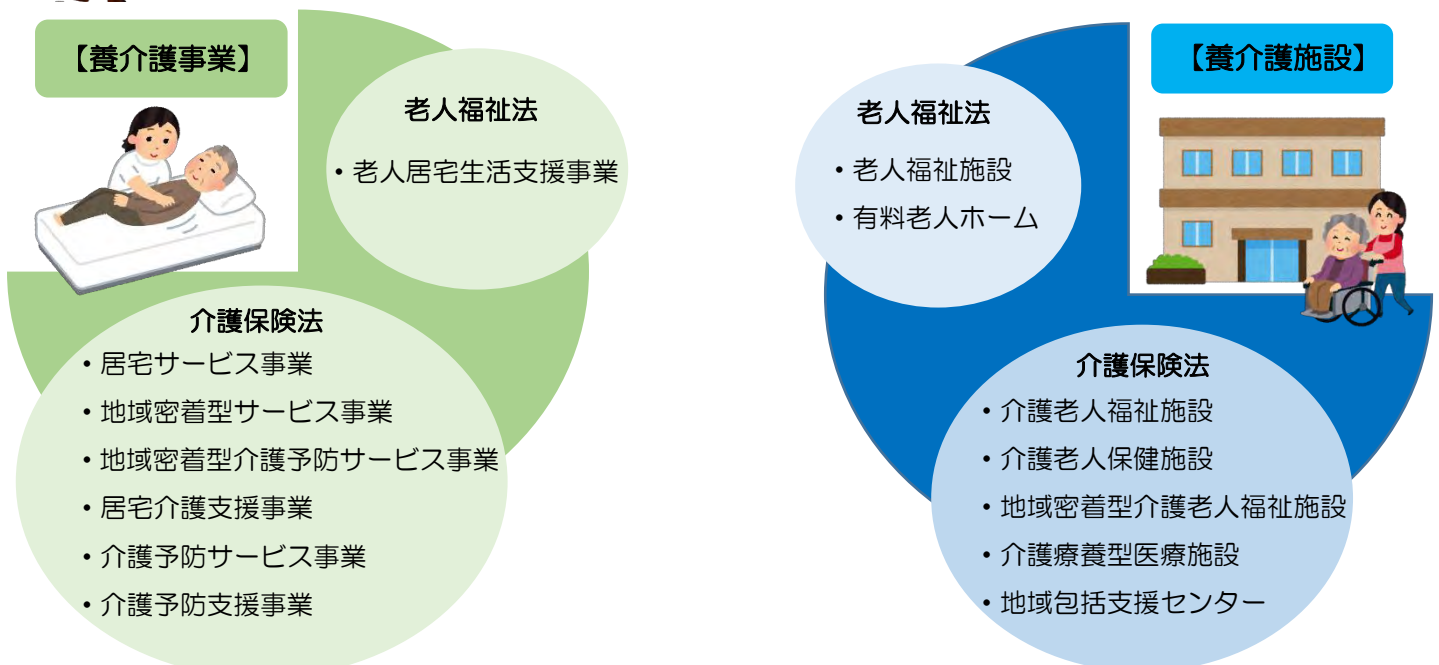
身体的虐待 (事例1に該当)	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 ・平手打ちをする、殴る、蹴る、やけどなど。 ・ベッドに縛り付けたり薬を過剰に服用させたりして、身体拘束や抑制をする。
介護や世話の放棄、放任 (事例2に該当)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置や 養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を著しく怠ること。 ・入浴しておらず異臭がする。 ・水分や食事を十分に与えず脱水症状、栄養失調、長時間の空腹状態にある。 ・劣悪な住環境のなかで生活させる。 ・必要な介護、医療サービスを制限したり、使わせない。
心理的虐待 (事例3に該当)	高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応や その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ・排泄の失敗等を嘲笑する、人前で話すなど、恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて子供のように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待 (事例4に該当)	高齢者にわいせつな行為をすること または高齢者に対してわいせつな行為をさせること。 ・排泄の失敗に対して罰として下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスの強要。
経済的虐待 (事例5に該当)	養護者または高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分したり そのほか当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思や、利益に反して使用する。

ポイント2 虐待者とは？



本法律では、高齢者へ虐待を加える者を2種類に区別しています。
 ①養護者と、②養介護施設従事者等です。

- ①高齢者の世話をしている**家族、親族、同居人等**
- ②「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する**職員**
 (それぞれの施設・事業は、老人福祉法と介護保険法に規定されています。)



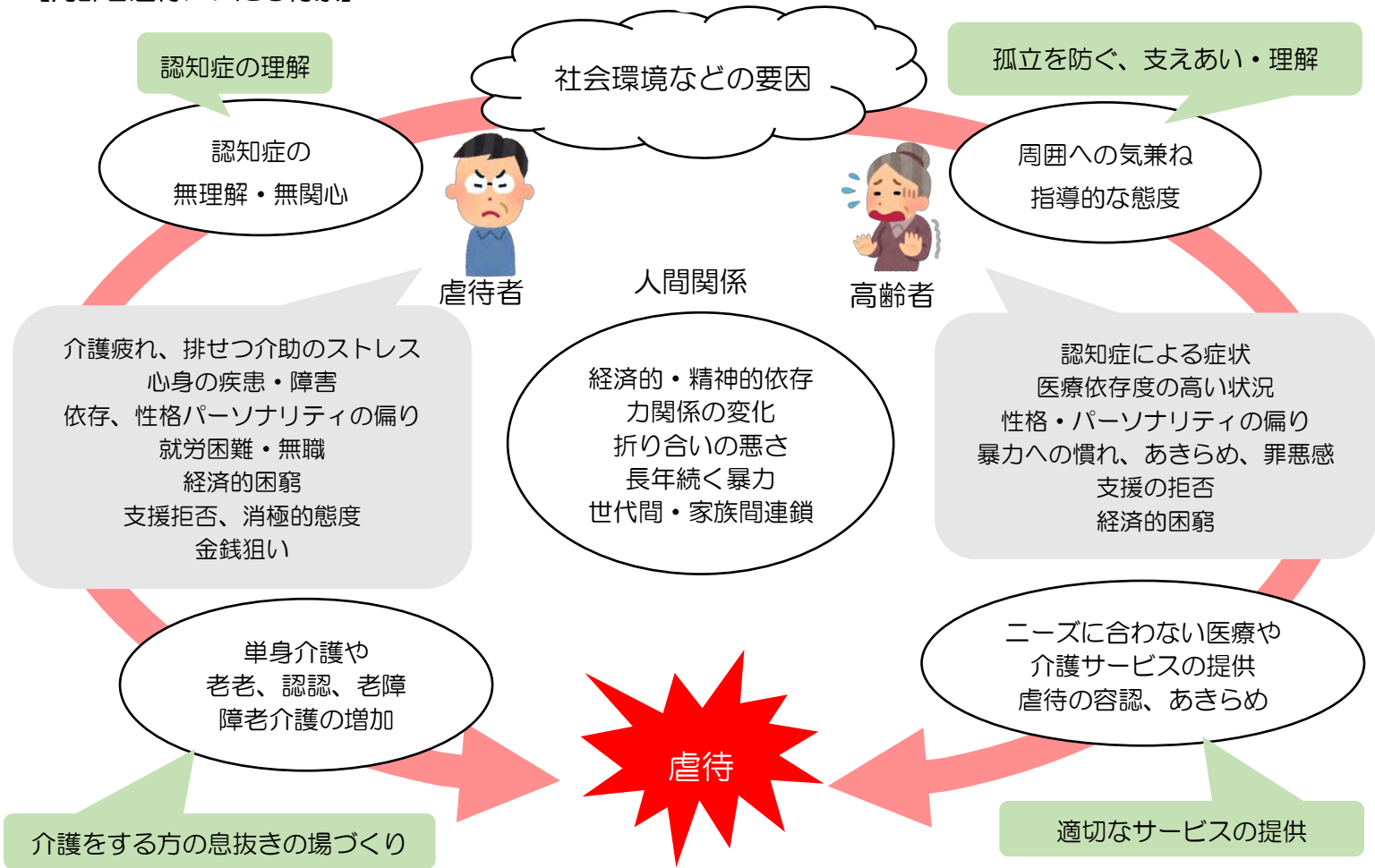
ポイント3

高齢者虐待は、なぜ起こるのか？

高齢者への虐待が発生するまでには、さまざまな要因が考えられます。

下図を参考にしながら、皆さんも考えてみましょう。

【高齢者虐待にいたる背景】



東京都福祉保健局「高齢者虐待防止と権利擁護」より一部改変

【類型別にみる虐待要因】

介護負担蓄積型	高齢介護者や共働き夫婦等では、不慣れな負担の多い世話を継続することに疲れてしまったり先行きに希望が持てない状況に陥りやすい。 それらの不安や不満、疲労などのストレスを、介護を受けている高齢者に向けてしまうタイプ。
力関係逆転型	子どものころ厳格な親に高圧的に育てられた子ども、あるいは支配的な夫婦関係、嫁姑関係があった場合には、高齢者の心身の衰えや介護をきっかけとして、それまでの力関係が逆転し虐待行為にいたる例が多い。
支配関係持続型	力関係逆転型とは対照的に、長い間、親である高齢者が弱い立場に置かれ、被支配的な関係が継続していた場合、高齢者の心身の衰えが、より『支配—被支配関係』を増強していくタイプ。
関係依存密着型	親子、夫婦の間関係に多く見られるタイプ。虐待者もその被害者もそれぞれのアイデンティティが確立しておらず、いわゆる 共依存の関係 ※3が根底にあり、介護の負担が生じたことによって虐待の形を取ることが多い。
精神的障害型	高齢者か虐待者のどちらかにアルコール依存や精神障害、人格障害がある場合、虐待の状況はより深刻になる。

高崎絹子「老年期の家族関係—家族類型と虐待の要因のタイプ」(「日本女性心身医学会雑誌」第7巻第2号)より抜粋

※3 共依存

特定の人間関係に依存する状態。自己の存在意義を認めてもらおうとして過剰な献身をくり返すなどの行為がみられる。

「デジタル大辞泉」より

ポイント4

「虐待かも」と思ったら？



高齢者虐待は、誰の身近にも起こりうる問題です。皆さんの発見によって虐待の深刻化を防ぐことができます。身近な高齢者の状況に心を配り何か気づいたら、市区町村窓口や地域包括支援センターに相談してみましょう。

「このままでは、虐待になってしまうかも！！」



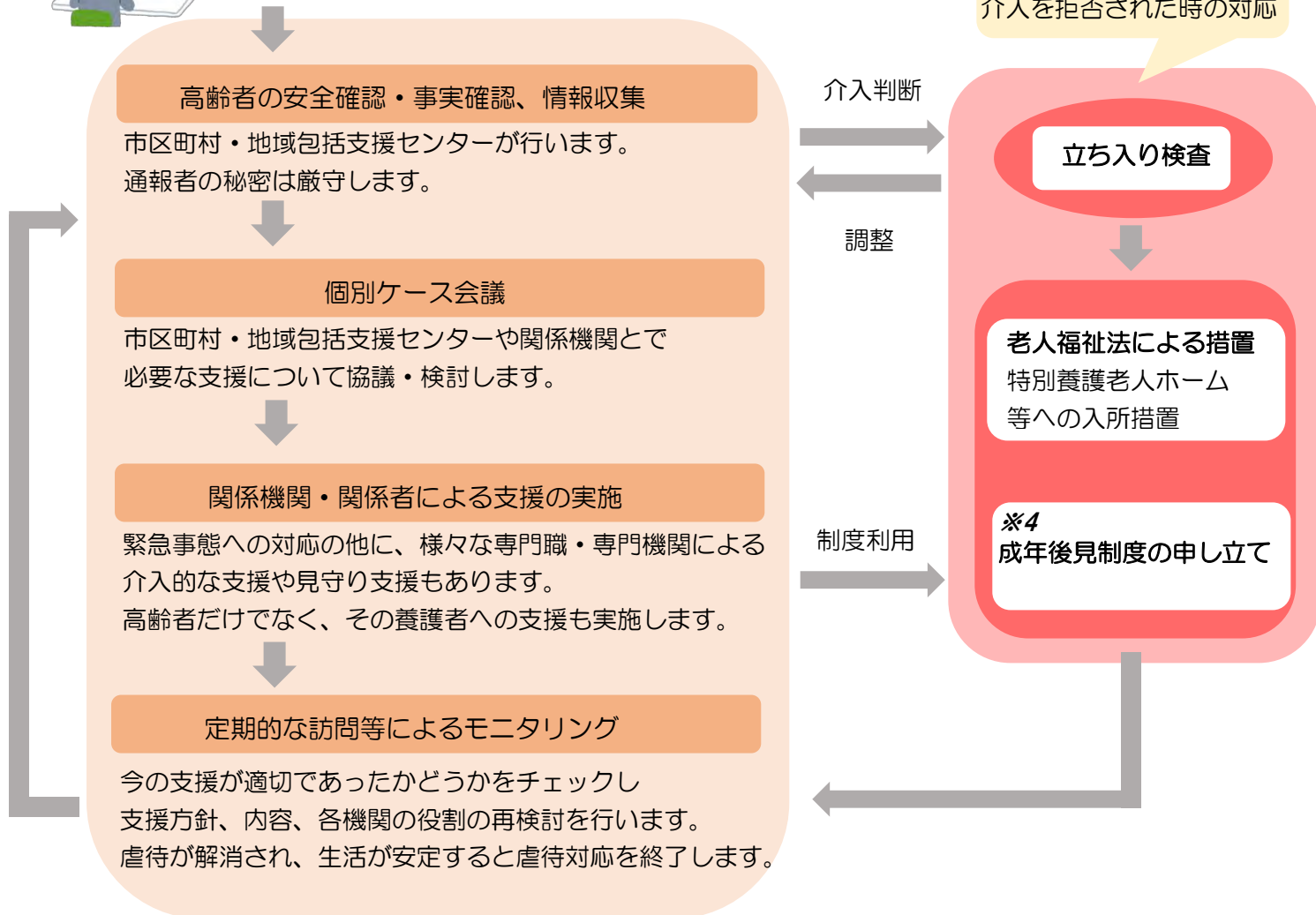
介護負担が重いと感じている
養護者への相談・助言も行っています。

相談・通報



市区町村または、地域包括支援センターの窓口で受理

虐待者や高齢者本人から
介入を拒否された時の対応



※4 成年後見制度

成年後見制度は精神上的障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

次回は、高齢者福祉制度特集の第4弾「高年齢者雇用安定法」を取り上げます。

参考文献：『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』 池田恵利子，中央法規出版，2013

参考 Web ページ：厚生労働省，2017年5月15日現在

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/

参考 Web ページ：東京都福祉保健局，2017年5月15日現在

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/gyakutai/haikei/index.html>



東中野法律情報局 調査部

ここでは 知りたい情報の調べ方をご紹介します

1. キーワードを挙げる

まずは調べたい事柄に関する言葉を、あらかじめ書き出しておくといでしょう。

【高齢者虐待防止法に関するキーワード】

高齢者虐待・養護者・養介護施設従事者・介護負担・介護疲れ・介護殺人・身体拘束
単身介護・老老介護・認認介護・老障介護・障老介護・成年後見制度・成年後見人

2. 検索エンジンを活用する



インターネットの検索エンジンを使った資料の検索方法です。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者用検索機（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/?page_id=8027

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

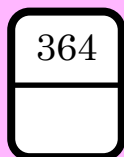
『国立国会図書館』

<http://www.ndl.go.jp/>

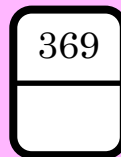
・・・国会図書館の蔵書について一括して検索できます。

3. テーマの棚を調べる

中野区立図書館では NDC（日本十進分類法）と呼ばれる記号をそれぞれの資料に割り振り、ラベルを貼って分類・整理しています。



社会保障



社会福祉

4. 関連機関を活用する



『地域包括支援センター（中野区内）』

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/facilities/005/003/>

高齢者を対象にした中野区内の支援事業や施設の案内窓口です。（中野区内 8 箇所）
ここでは、東中野地域包括支援センターのアクセス情報を掲載します。

住所：東中野 1 丁目 5 番 1 号

電話：03-3366-3318

受付時間：月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 7 時

土曜日：午前 9 時～午後 5 時

※日曜・祝日・年末年始はお休み。緊急のご相談は、24 時間電話対応しています。

『独立行政法人医療機構』

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

法律関連

タイトル	著者 編者名	出版社	出版年	請求記号
高齢者虐待防止法活用ハンドブック	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会	民法法研究会	2014	369.2 コ
後見六法	成年後見センター・リーガルサポート	民法法研究会	2016	324.6 コ

家庭での虐待

認知症の人の家族支援	矢吹 知之	ワールドプランニング	2015	369.2 ヤ
高齢者虐待の予兆察知	加藤 伸司	ワールドプランニング	2011	369.2 コ
市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き	日本社会福祉士会	中央法規出版	2011	369.2 シ
介護のところが虐待に向かうとき	松本 一生	ワールドプランニング	2016	369.2 マ
なぜ介護殺人は起きるのか	小山 朝子	宝島社	2017	369.2 ナ

施設での虐待

ケアマネは見た！	清水 名生江	近代文藝社	2015	369.2 シ
市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き	日本社会福祉士会	中央法規出版	2012	369.2 シ
介護施設で何が起きているのか	吉田 輝美	ぎょうせい	2016	369.2 ヨ
鼻めがねという暴力	林田 俊弘	harunosora	2016	369.2 ハ

虐待を防ぐ

高齢者虐待を防げ	倉田 康路	法律文化社	2011	369.2 コ
あなたの老後	古賀 佳代子	幻冬舎メディアコンサルティング	2016	369.2 コ
高齢者虐待にどう向き合うか	副田 あけみ	瀬谷出版	2013	369.2 ソ

インフィクション小説

介護の落とし穴	糸坂 孝三	幻冬舎メディアコンサルティング	2016	916 イ
---------	-------	-----------------	------	-------